

# 償却資産を所有している皆さまへ

## ◎ 固定資産税の償却資産は、申告が必要です。

- 償却資産の保有状況について調査を強化しています。
- 資料の提出や実地調査をお願いすることがあります。

- ・申告期限は、毎年1月末日です。
- ・申告義務がある方は、毎年1月1日現在償却資産を所有されている方です。
- ・申告書は、償却資産が所在する市町村へ提出してください。
- ・該当資産がない方や資産の増減がない方も申告の必要があります。
- ・未申告や申告もれなどの場合、資産を取得された翌年度まで（最大5年）遡及します。
- ・廃業や解散された場合は、備考欄にその旨を記入してください。

### 【償却資産とは？】

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

#### 飲食店

厨房設備、  
冷凍冷蔵庫など

#### 工場

製造設備、  
受変電設備など

#### ホテル・旅館

客室備品、  
洗濯設備など

#### 建設業

パワーショベル  
発電機など

#### 理・美容業

理美容用椅子  
洗面設備など

#### ガソリンスタンド

オイルエンジン  
独立キャブレーなど

#### 電気供給業(再エネ発電)

太陽光パネル、  
風車発電機、  
パワーコンディショナー  
など

#### 小売業

陳列ケース、  
冷蔵庫など

#### 農業・林業・漁業

ビニールハウス、トラクター、  
漁船など

#### 病院・診療所

X線装置、  
医療用ベッドなど

### ☆☆☆ 償却資産調査の取組強化について ☆☆☆

大分県では、固定資産税の課税漏れを防ぎ、申告内容が適正であることを確認するため、市町村と連携して償却資産の調査を進めています。

地方税法の規定に基づき、市町村職員が実地調査にお伺いすることや申告内容について帳簿書類等の提出をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### お問合せ

杵築市役所 税務課 固定資産税係 ☎0978-62-1805